

令和7年度

沼津市市民環境活動費補助金

Q & A

生活環境部 環境政策課
ゼロカーボン推進室

目次

- Q1 活動を5カ年計画で検討しています。一度交付を受けた場合、翌年度以降も補助は受けられるでしょうか。
- Q2 過去に市民エコプロジェクト支援補助金の交付を2回受けて活動しました。今年度の市民環境活動費補助金は交付対象の活動となりますか。
- Q3 近年発足し活動経験が少ない団体です。当制度を活用したいと思いますが経験は必要でしょうか。
- Q4 「市内に活動拠点又は連絡先」とありますが、事務所がなければ対象とならないのでしょうか。
- Q5 団体が、市から運営費の補助を受けておりますが、この場合は申請ができないのでしょうか。
- Q6 他の団体と合同で活動を実施することを考えています。その場合、申請はそれぞれの団体で行ってもよいのでしょうか。
- Q7 提出書類に、団体の会則・規約・定款など団体の概要がわかるものとありますが、任意の参加者で集まった会のため、これらのものがありませんが申請できますか。
- Q8 具体的にどのような活動が対象になるのでしょうか。
- Q9 「営利を目的としない活動」とありますが、参加者から参加費を徴取して行う活動は対象となりますか。
- Q10 これまでも定期的に行っていた活動について、申請は可能でしょうか。
- Q11 総費用が10万円以上の活動についても申請できるのでしょうか。
- Q12 チラシ等の印刷のため団体関係者が所有する機器を利用した場合に発生した経費については補助対象になるのでしょうか。
- Q13 会員または構成員から、荷物搬送のためトラック等を借りた場合、使用料を計上することは可能ですか。
- Q14 活動の変更申請はどのような場合に行うのでしょうか。
- Q15 収支決算書に添付する領収書は、どの様な形で提出すればよいのでしょうか。
- Q16 インターネットなどで物品を購入した場合など、領収書の宛名は購入代表者でも可能ですか。
- Q17 収支が黒字となりました、その場合受け取った補助金はどのようになるのでしょうか。
- Q18 今年度の交付対象数はいくつでしょうか。

補助金交付の回数について

Q1 活動を5カ年計画で検討しています。一度交付を受けた場合、翌年度以降も補助は受けられるでしょうか。

A1 同一の活動に対する交付回数は3回（3箇年）を限度としております。但し、申請に対する交付決定は単年度ごとに実施するため、一度の交付決定が翌年度以降の交付を保証するものではありません。なお、申請に係る計画書は当年度実施する内容について記載してください。

Q2 過去に市民エコプロジェクト支援補助金の交付を2回受けて活動しました。今年度の市民環境活動費補助金は交付対象の活動となりますか。

A2 市民環境活動費補助金の交付回数は、同一の活動に対して3回（3箇年）を限度としております。過去の市民エコプロジェクト支援補助金の交付回数を合算しますが、ご質問の例では、今年度が3回目となります。なお、交付決定は、提出された書類等の審査の上交付を決定します。

資格について

Q3 近年発足し活動経験が少ない団体です。当制度を活用したいと思います。経験は必要でしょうか。

A3 結成からの年数、経験は問いません。募集要項の資格に該当していれば対象となります。

Q4 「市内に活動拠点又は連絡先」とありますが、事務所がなければ対象とならないのでしょうか。

A4 事務所を構えている必要はありません。任意団体の場合などでは、代表者や事務担当者の自宅等が団体の連絡先となっていることが多く見られます。

Q5 団体が、市から運営費の補助を受けておりますが、この場合は申請ができないのでしょうか。

A5 当該活動を含む事業費に対し補助を受けている場合は、その活動は応募の対象外となります。団体の運営費を用途として補助を受けている場合は、申請が可能です。

Q6 他の団体と合同で活動を実施することを考えています。その場合、申請はそれぞれの団体で行ってもよいのでしょうか。

A6 申請は活動単位となります。他の団体と共同で実施する場合は、事前に代表となる団体を決めたと上で、一活動として申請してください。

Q7 提出書類に、団体の会則・規約・定款など団体の概要がわかるものとありますが、任意の参加者で集まった会のため、これらのものがありませんが申請できますか。

A7 活動にかかる会計上の責任者を明確にいただく必要があります。代表者、会員、会計について取り扱いを定めたものを整備していただければ、会則・規約・定款と同様のものとみなしますので、申請は可能です。

対象となる活動について

Q8 具体的にどのような活動が対象になるでしょうか。

A8 活動例を以下に示します。

また、令和3年度以降に市民環境活動費補助金の交付対象となった活動、令和2年度及び元年度に市民エコプロジェクト支援補助金の交付対象となった活動を紹介します。なお、市民エコプロジェクト支援補助金の対象とした活動は、「自然環境の再生又は創造に関する活動」、「生物の多様性の保全に関する活動」、「省資源又は省エネルギーの推進に関する活動」、「環境教育及び環境意識の啓発に関する活動」及び「地産地消の推進に関する活動」の5つでした。

<活動例>

区 分	活 動 例
脱炭素社会の実現に寄与する活動	低炭素機器の研究・導入促進、緑化の推進等
循環型社会の実現に寄与する活動	ごみの減量調査・報告等
自然共生社会の実現に寄与する活動	河川の浄化、山林の整備、自然観察会、自然生物調査等
上記3つにかかげる社会を構築するために実施する環境教育活動	環境学習会、環境に関する講演会・啓発活動等

【令和6年度市民環境活動費補助金の交付対象となった活動】

活 動 名	活 動 内 容
川の生物観察会	門池に生息する動植物の観察・環境保全活動。
地引網で、地元の自然に触れあい、地元を学ぼう	生物の観察、海岸の清掃を行い自然の豊かさ、大切さ等を学ぶ活動。

【令和5年度市民環境活動費補助金の交付対象となった活動】

活 動 名	活 動 内 容
川の生物観察会	夏季の門池公園に生息する動植物を観察し、子どもたちに生物多様性について教育する活動。
門池公園パークマネジメント活動 水辺の生き物の看板を設置する会	R4年度に行った門池の生物分布調査をもとに門池に生息する生き物の看板を設置し、利用者の生物への関心の向上と環境美化を目指す活動。
松和会	地域における草刈りと樹木の手入れを行うことで里地里山の保全を目指す活動。

【令和4年度市民環境活動費補助金の交付対象となった活動】

活 動 名	活 動 内 容
門池をもっと知ろう！生物観察会	門池に生息する動植物を観察、門池の生態系の維持や生物多様性を守る環境保全活動

【令和3年度市民環境活動費補助金の交付対象となった活動】

活 動 名	活 動 内 容
小鷲頭山野鳥保護区を皆で作る活動	小鷲頭山野鳥保護区の維持・管理を行い、市民が親しめるような野鳥保護区を作る活動

【令和元年度及び令和2年度市民エコプロジェクト支援補助金の交付対象となった活動】

<対象活動（補助金交付部門）>

活 動 名	活 動 内 容
-------	---------

小鷲頭山野鳥保護区を皆で作る活動	小鷲頭山野鳥保護区の維持・管理を行い、市民が親しめるような野鳥保護区を作る活動
門池ホテルの里づくりプロジェクト	門池周辺の環境改善の促進、門池環境学習会の開催、門池公園附近の特定エリアをホテルが棲みつく環境づくりのための学習・実施作業
雑がみ仕分け啓発活動	資源ごみである雑がみ（厚紙・紙袋・薬の紙箱など）が燃やすごみに混入していることが多いことにスポットをあて、正しい分別で、燃やすごみを減らすことによるCO2の削減と、良質の資源ごみである雑がみのリサイクル活用を推進する活動
環境学習会の教材づくりと紙芝居等による環境学習会の開催	紙芝居を活用した環境勉強会の開催、「水をたいせつにしよう」の紙芝居を複写印刷し、市内で読み聞かせをする小学校への配付等
地産地消継続と里山整備による環境保全	遊休農地の畑を借りて、野菜を栽培・収穫し、地元住民を中心に販売を行い、地産地消を目指すとともに、地産地消を継続発展させるための環境教育等の実施、里山の竹林整備等
廃食用油のリサイクルせっけん作りとリサイクル環境の啓蒙活動	廃食用油リサイクルせっけん製造、地元幼稚園での環境教育の実施、廃食用油せっけんによるリサイクル・環境に関する研修会に参加し、環境保全啓蒙活動での情報発信
門池ホテルの里づくりプロジェクト	門池周辺の環境改善の促進、門池環境学習会の開催、門池公園附近の特定エリアをホテルが棲みつく環境づくりのための学習・実施作業
ごみ減量とごみの資源化についての活動	家庭から出る燃えるごみの調査、分別、コンポスト等による処理の試行、ごみの減量と資源化の学習会の開催
魚の棲めるきれいな川にみんなの沼川	沼川及び支流の清掃活動、沼川流域の水質検査、紙芝居による環境教育

市ホームページにこれまでに市民エコプロジェクト支援補助金を交付した活動を紹介しています。

アドレス：<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/sumai/kankyo/torikumi/ecopro/index.htm>

上記はあくまで例示です。個別の活動における対象としての可否はご相談ください。

Q9 「営利を目的としない活動」とありますが、参加者から参加費を徴収して行う活動は対象となりますか。

A9 原則として、徴収金が、参加者個人に係る実費分であることが要件となります。

Q10 これまでも定期的に行っていた活動について、申請は可能でしょうか。

A10 新規の活動のみを対象としたものではありませんので、申請は可能です。

但し、本事業は自らが企画・運営する環境活動の更なる活性化・拡大を目的としたものであり、その点は選定の際の審査基準になります。

補助対象経費について

Q11 総費用が10万円以上の活動についても申請できるのでしょうか。

A11 申請は可能です。ただし、1件の補助額は10万円を限度としており、申請状況及び審査の結果により、減額しての交付決定となる場合があります。いずれにしても、交付額を超える事業費相当分については、自己負担となります。

Q12 チラシ等の印刷のため団体関係者が所有するプリンターを利用した場合に発生した経費については補助対象になるでしょうか。

A12 プリンターの機器利用料は、補助の対象外となりますが、活動のために個別に紙やインクを商店から購入した場合の経費については消耗品費として対象となります。

Q13 会員または構成員から、荷物搬送のためトラック等を借りた場合、使用料を計上することは可能ですか。

A13 車両についての経費は、レンタカー、船舶またはバス借り上げを利用した場合に発生する経費を対象とします。よって構成員の保有する車両の使用料は対象外となります。

活動の変更・実績報告について

Q14 活動の変更申請はどのような場合に行うのでしょうか。

A14 内容の変更に伴い活動に係る費用の総額が変更になることが明らかな場合は必ず変更を申請してください。また、イベント等を実施する場合で、メインとなる日程や場所、内容が変更となる場合も申請が必要です。関連する会議や勉強会の日程、内容ほかスケジュール等の軽微な変更、補助対象経費内における費目の変更等については変更申請は不要です。但し、活動は計画書どおりに実施していただくことが原則であり、交付決定においてもその活動の実施の実現性を踏まえて審査を行いますので、計画を作成する時点で関係する各所との調整を図っておくことをお願いします。また、計画書に基づき交付決定を行うため、活動の目的や活動内容の著しい変更は認めません。いずれにしましても、変更を検討する際には、事前にご相談ください。

Q15 収支決算書に添付する領収書は、どのような形で提出すればよいのでしょうか。

A15 A4判の紙に、科目毎にわけて、領収書のコピーを張り付けてください。領収書は、補助金対象経費の支出内容が確認できる宛名、金額、具体内容を明記した領収書としてください。領収書の内訳がわかる表があれば添付していただき、ない場合は紙の余白に品名等を記載するなど、支出内容が具体的にわかるように、領収書や納品書を受領する際には留意してください。

Q16 インターネットなどで物品を購入した場合など、領収書の宛名は購入代表者でも可能ですか。

A16 インターネットや通信販売での物品購入等も可能ですが、領収書の宛名は必ず補助金交付決定者の団体名としてください。また、インターネットに限らず、実店舗の購入につきましても、会員等の購入代表者宛での領収書につきましてもは無効となります。購入の際には、物品名、数量などの具体内容の記載と併せて、領収書の宛名を団体名に指定するように留意してください。

Q17 収支が黒字となりました、その場合受け取った補助金はどのようになるのでしょうか。

A17 実績報告書を提出していただき、補助金の額の確定をしますが、その際に補助金を除いた収入が支出を上回った場合は、補助金交付額はゼロとなります。概算払いを受けている場合は、全額返還していただくこととなります。また、当初見込んでいた収入より実際の収入が多い場合、また、必要な経費が少なかった場合なども、補助金の一部を返還していただく場合があります。なお、当初見込んでいた収入が実際の収入より少ない場合、また必要な経費が多かった場合などの、補助金の追加交付はできません。

その他

Q18 今年度の交付対象数はいくつでしょうか。

A18 本事業は、活動数の制限はなく予算の範囲内で補助を行うものになります。今年度の補助事業の予算額は30万円です。10万円の申請案件なら3件程度の補助が可能です。補助金交付申請状況や予算の残額に応じて、申請受付、審査を行いますので、交付の対象件数は決まいません。

また、同一団体による活動については同一会計年度において2件の交付を上限としています。